**平成２４年（フ）第３００号**
香川県高松市十川東町485番地３　ドリームハウスＫＥＮ３棟201号室
債務者　内村　和晃
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸上　貴重
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第３３０号**
香川県高松市寺井町1086番地１　サイキハイツ101号室
債務者　**糀**島　保徳
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川﨑　達夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第１５４号**
福岡県久留米市田主丸町野田12番地１
債務者　竹下奈穂子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　省司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第３３０号**
福岡県久留米市田主丸町野田12番地１
債務者　竹下　安正
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　省司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第６６２号**
大阪府貝塚市地蔵堂147番地１　301号
債務者　鱠谷　夏子（旧姓水口）
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第７２号**
秋田県横手市蛇の崎町10番31号
債務者　熊谷　勝芳
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成２４年（フ）第７３号**
秋田県横手市蛇の崎町10番31号
債務者　熊谷富士子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成２４年（フ）第６７９号**
大阪府岸和田市下池田町３丁目13番１―1101号
債務者　沼田　園美
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２４年（フ）第６４号**
山形県酒田市光ケ丘２丁目25番10号
債務者　小倉　郁男
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２４年（フ）第１５０号**
山口県宇部市草江３丁目21番21号
債務者　古松　久江
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２４年（フ）第１５６号**
山口県宇部市大字船木4560番地５
債務者　松原　栄児
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

**平成２４年（フ）第４０号**
千葉県香取郡東庄町笹川い934番地２　前田アパート202
債務者　辻　　則行
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

**平成２４年（フ）第３８号**
岡山県倉敷市山地2060番地29
債務者　和泉　房子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第３０４号**
岡山県倉敷市連島町連島1038番地
債務者　内田　由紀（旧姓森定）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第３０６号**
岡山県倉敷市連島中央５丁目18番４号
債務者　髙雄　徳隆
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第３０７号**
岡山県倉敷市連島中央５丁目18番４号
債務者　髙雄　利香
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２４年（フ）第４１５号**
高知市薊野中町34番12号　エリジアハイツ507
債務者　中澤　秀夫
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第４３１号**
高知市大津乙80番地２　カナルシャトー305号
債務者　梶佐古鈴香
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
高知地方裁判所破産係